CIAフォーラム研究会入会申込書兼活動継続申込書

１．CIAフォーラム研究会の趣旨

CIAフォーラム研究会は、一般社団法人日本内部監査協会（以下協会）の会員（正会員、個人会員）でかつ公認内部監査人(CIA)等＊１資格保持者から構成される研究会です。研究会は、協会の目的に沿って、内部監査及び関連する諸分野についての理論及び実務の研究を行います。そしてその研究活動は、専門職たるCIAとしての研鑽の機会であり相互交流の場でもあります。

（＊１：IIA国際資格、CIA（公認内部監査人）　CCSA（内部統制評価指導士）　CFA（公認金融監査人）　CGAP（Certified Government Audit Professional）　CRMA(公認リスク管理監査人)）

CIAフォーラム研究会の活動は、個人や特定組織の営利を追求するものではありません。また研究活動の成果はその研究会にとどまることなく、広く内部監査の品質向上、内部監査人の専門的能力の向上に活かされることが期待されています。このボランティア精神と、知識と経験の共有による専門能力の向上（プログレス・スルー・シェアリング／　Progress Through Sharing）が研究活動の基盤です。

２．CIAフォーラム研究会への参加

CIAフォーラム研究会の活動は、今日では多くの内部監査に携わる方々に認知され、広範な支持を得ています。協会はこの研究活動のレベルを維持し、更に発展させていくことが重要と考えています。そのためには更に多くの内部監査の専門職の方々がCIAフォーラム研究会の活動に積極的に参加されることを期待します。

CIAフォーラム研究会の募集は、協会のホームページで発表されます。応募はホームページからになります。入会の可否は研究会の座長の判断によります。

さて、多様な方々による共同研究活動を円滑に進め、その成果を広く内部監査関係者に役立てるためには活動のルールと運営要綱が必要です。CIAフォーラム研究会への参加希望者は、研究会の趣旨に賛同され、本申込書に掲げる次のルールとCIAフォーラム研究会運営要綱を遵守する旨の誓約書を、入会時及び毎年１月初めに座長経由で協会にご提出いただき、そのルールと運営要綱を遵守していただく必要があります。本申込書はこの誓約書を兼ねています。

３．CIAフォーラム研究会のルール

（１）プログレス・スルー・シェアリング

　プログレス・スルー・シェアリングとは、参加者自ら専門職としての知識と経験をボランティアでCIAフォーラム研究会に提供し、それらを参加者が共有し、そして新たな内部監査の発展を導いていくという考え方です。CIAフォーラム研究会はその性質から成果物（著作物）を生み出すことが期待されています。また成果物は、その研究会にとどまることなく、更に大きなプログレス・スルー・シェアリングの考え方に立ち、広く内部監査の品質向上、内部監査人の専門的能力の向上に活かしていきます。参加者の専門職としての知識の深さや経験は異なることがありますが、初心者といえども研鑽の場として積極的な発言が歓迎されます。

一方、全く発言をしない、情報を得るだけなどの方々の参加は、堅くご遠慮いただきます。

（２）守秘義務

CIAフォーラム研究会の参加者は、内部監査人として、倫理綱要に示される守秘義務を負っています。そしてその属する組織や、その他の組織の内部事情等について善管注意義務に由来する守秘義務を負う場合があります。

研究会において、具体的な会社、組織の具体的な事例がテーマとなって議論がなされる場合もありますが、参加者が研究会で知り得た具体的事例などについても、参加者は守秘義務を負っています。

ここでいう参加者には、CIAフォーラム研究会にオブザーバーとして参加される方も含みます。

この守秘義務は研究会の活動中のみならず、活動終了後、参加者の研究会退会後、本協会退会後も継続します。

（３）CIAフォーラム研究会の成果物

研究会の成果としてまとめられた文章や図表である成果物（著作物）は、一定の品質を保つことが求められます。このため、品質と公表について当該研究会以外の座長のレビューコメントと世話人の承認を受け、協会事務局最終承認を得たものを成果物といいます。

（４）協会の成果物の使用

協会は、プログレス・スルー・シェアリングの考え方に立ち、内部監査関係者が広く活用できるように、協会の判断で成果物を協会ホームページや協会機関誌等の刊行物に掲載したり、協会の主催するセミナー等で使用したりすることがあります。しかしながら成果物を使用する都度、作成に携わった参加者全員の了解を、将来にわたり常に得ることは現実的ではありません。そこで成果物の著作権の扱いについて事前に取り決めておく必要があります。

（５）成果物の著作権

成果物の著作権は協会事務局最終承認により、著作（権）者より当協会に無償で譲渡されたものとして扱います。研究会の複数の構成員、参加者が著作したことにより、共同著作物と目されるものも同様とします。

参加者は本申込書に署名することにより、これを事前に承諾したものとします。

（６）他人の著作権の侵害

先行する研究事例等を参照する場合、その出典と、引用である旨を明示して、第三者の著作権を侵害しないようにしなければなりません。

他人の著作権を侵害しないように、研究会の座長及び参加者は責任をもって管理しなければなりません。

（７）研究会参加者の成果物使用

参加者が成果物を、自分の所属する組織体の内部監査部門の品質向上や内部監査人の専門能力の向上のために使用したいと考えることは、至極当然のことです。参加者は協会事務局に事前に届け出て、許諾された利用方法及び条件の範囲において成果物を使用することが可能です。

一方、参加者といえども個人的な利益のために成果物を販売することや、コンサルタント等が業としての内部監査のコンサルティングや教育その他に、成果物を無断で使用することは禁止します。コンサルタント等で、研究会の成果物を関係する組織体やその顧客宛に使用することを希望される場合は、次項の第三者の成果物使用許諾をご参照ください。

（８）第三者の成果物の使用許諾

第三者から成果物の使用の依頼があった場合、協会事務局が、成果物の使用の許諾や範囲の判断を行うものとします。

（９）内部監査サービスに関わる方々の研究会への参加

内部監査の発展とともに、監査法人やコンサルタント会社等に所属され、内部監査サービスに関わる方々も増えています。これらの方々が自己研鑽の目的でCIAフォーラム研究会に参加されることは大いに歓迎されます。入会を希望される方は内部監査サービスに関わる方であることを入会申込書で明確にしなければなりません。また活動途中で内部監査サービスに関わるようになった場合は、新たに継続の申込書を提出し、その旨を宣言しなければなりません。

一方、研究会は内部監査実務と密接なテーマが多く、実務家抜きで内部監査サービスに関わる方だけで議論することは難しい面があります。そこで研究会の運営責任を持つ座長は、内部監査サービスに関わる方の参加の可否、参加可能割合を決定することができます。また入会にあたり座長が面接を行い入会の可否を決定することができます。

（10）内部監査のコンサルタント等の活動の留意点

CIAフォーラム研究会はビジネスの場ではありません。ビジネスあるいは類似した行為は厳に慎まなくてはなりません。例えばこれには、ビジネス対象顧客を探したり、宣伝・勧誘をしたり、意図的にビジネスに結びつく研究テーマを選択したり参加者を募集したりする行為などが含まれます。

参加者としての守秘義務は当然のこととして、活動を通じて知り得た協会、CIAフォーラム研究会及び参加者に関係する組織体、研究会参加者個人などの、一般に公表されていない情報を、自己の業務に利用したり、関係する組織の内部及び外部で利用したりすることは、仮に関係する組織の指示があったとしても、厳に慎まなくてはなりません。CIAフォーラム研究会への参加の手続き前に、関係する組織にこの点について十分説明し理解を得ておくことが必要です。

もしこれらのルールに違反する行為、また疑わしき行為があったとCIAフォーラム世話人会が認め、協会事務局が了解した場合は、CIAフォーラム研究会から退会いただくことになります。

（11）日本内部監査協会等の呼称の無断使用禁止

日本内部監査協会、CIAフォーラム研究会、CIAフォーラム研究会座長などの呼称を、協会に無断で使用したり、それらの呼称を用いて無断で意見を表明したり、成果を発表したりすることは堅く禁止します。

（12）継続的専門能力開発制度（Continuing Professional Education/ CPE）

CIAフォーラム研究会の活動はＣＰＥの対象となります。研究活動に参加された時間数に応じた単位と成果物に対する単位があります。これらの詳細については、協会ホームページをご参照ください。

（13）CIAフォーラム研究会からの退会

参加者は、参加者の都合により任意の時点でCIAフォーラム研究会より退会することができます。この場合は、研究会の座長を通じて協会に退会届を提出していただきます。

また長期間欠席が続く場合や、無断欠席が重なる場合は、座長の判断でCIAフォーラム研究会から退会いただくことがあります。この場合参加者に代わり座長より協会に退会届を提出いただきます。

更に、座長を含め参加者が、上記活動の趣旨やルールに違反したとCIAフォーラム世話人会が認め、協会事務局が了解した場合は、CIAフォーラム研究会から退会いただくことがあります。

これらの場合も上記のルール（守秘義務等）は引き続き厳守していただく必要があります。

CIAフォーラム研究会入会申込書兼活動継続申込書

CIAフォーラム研究会の活動に参加したく、CIAフォーラム研究会の趣旨に賛同し、上記ルールとCIAフォーラム運営要綱を読み、これらを厳守することを誓います。

一般社団法人日本内部監査協会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　　　日付

１．入会者基本情報

|  |
| --- |
| 氏名 |
| CIA認定番号 | 会員種別（いずれか、または両方に○印）正会員　／　個人会員 |
| 研究会番号 | 研究会名称 |
| 勤務先名称 | 業種 |
| 部署名・役職 |
| 勤務先住所 |
| 勤務先電話 | 勤務先e-mail |
| 自宅住所 |
| 自宅・携帯電話 | 自宅e-mail |
| 職種□ 組織体の内部監査人　　　□ 内部監査サービスに関わる者　　□ その他　　具体的に（　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２．守秘義務誓約書

　　上記守秘義務を厳守することを誓います。

署名　　　　　　　　　　　　　　日付

３．成果物の著作権に関する本協会への無償譲渡の事前承諾

　　　上記の成果物の著作権に関する本協会への無償譲渡について事前承諾します。

署名　　　　　　　　　　　　　　日付

* 本申込書にご記入いただいた個人情報は、CIAフォーラム研究会の運営を推進する目的で使用します。また、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたし

ません。